

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から特別給付金の支給を行います。

【支給対象者】

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（一定の障害がある場合は20歳未満）を養育する父母などのうち、つぎの①から③のいずれかに該当する方。

- ①令和4年度住民税（均等割）非課税世帯で、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給された方
- ②令和4年度住民税（均等割）非課税世帯で、高校生のみを養育している方
- ③令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方

*なお、令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

【給付額】 児童一人あたり一律5万円

【申請手続きなど】

①に該当する方は、申請不要です。6月下旬に町から給付金を支給しましたので、ご確認ください。

②、③に該当されると思われる方は、申請が必要になりますので、下記まで問い合わせください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

西多摩くらしの相談センターからお知らせ

◆奥多摩町くらしとしごとの相談会（無料）

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。

専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

〔日 時〕 毎週火曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～3時30分

〔会 場〕 福社会館 会議室（2階）・・・毎月第1・3・5火曜日

文化会館 会議室（1階）・・・毎月第2・4火曜日

〔対 象〕 町内在住の方

*新型コロナウイルスの影響で相談会が中止になる場合もあります。

*中止となった場合でも、電話でのご相談は随時受付けております。



◆学びの広場 ホットスペースちえの輪（無料）

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

随時、見学・体験参加を受付けています。お気軽にお越しください。

〔日 時〕 毎週火曜日（年末年始・祝日を除く） 午後4時～6時

〔会 場〕 福社会館 会議室（2階）・・・毎月第1・3・5火曜日

子ども家庭支援センター（きこりん）・・・毎月第2・4火曜日

〔対 象〕 町内在住の原則、小学生～中学生（中学校卒業～18歳の場合はご相談ください）

*新型コロナウイルスの影響で開催中止になる場合もあります。

※申し込み、問い合わせは、西多摩くらしの相談センター ☎25-3501

ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>